

ICT 建設機械等の認定に関する規程

令和 4 年 6 月 30 日付国総公第 68 号
最終改正 令和 7 年 7 月 8 日付国官参イ第 57 号

(目的)

第一条 本規程は、ICT 建設機械その他の建設現場の省人化に資する建設機械としての基本的な機能を有する ICT 建設機械等の認定等に関し、必要な事項を定めることにより、国土交通省が推奨する「ICT の全面的活用」の具体的な実施事項として定められた「ICT の全面的活用の推進に関する実施方針」で規定される「ICT 建設機械による施工」（以下「ICT 建設機械による施工」という）が実施される工事その他の省人化に資する技術を用いた施工が実施される現場で、ICT 建設機械等を使用する者に対して ICT 建設機械等の性能やそれが正しく発揮する方法などの情報について明示することを促し、もって i-Construction2.0 が目指す建設現場のオートメーション化の実現に寄与することを目的とするものである。

(定義)

第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ICT 建設機械 「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす建設機械
- 二 ICT 装置群 「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす機能を建設機械に付与する装置群
- 三 省人化建設機械 建設現場の省人化に相当程度寄与する建設機械
- 四 ICT 建設機械等 ICT 建設機械、ICT 装置群及び省人化建設機械
- 五 製作等 製作、販売、賃貸借又は使用
- 六 供給 製作、販売又は賃貸借
- 七 供給者 供給を行う者

(細目規程)

第一条の三 大臣官房参事官（イノベーション）は本規程の細目（以下、「細目規程」という）を定めるものとする。

(省人化基準)

第一条の四 大臣官房参事官（イノベーション）は、細目規程で、建設現場の省人化に関する基準（以下、「省人化基準」という）を定めるものとする。

(ICT 建設機械及び ICT 装置群の認定)

第二条 大臣官房参事官（イノベーション）は、別表一に掲げる機能を搭載する建設機械（次の

各号のいずれかに該当するものに限る)を ICT 建設機械として認定することができる。

- 一 掘削・法面整形作業用機械
 - 二 敷均し作業用機械
 - 三 締固め作業用機械
 - 四 バックホウ浚渫船
 - 五 地盤改良機
 - 六 路面切削機
- 2 大臣官房参事官(イノベーション)は、別表一に掲げる機能を建設機械(次の各号のいずれかに該当するものに限る)に付与する装置群を ICT 装置群として認定することができる。
- 一 掘削・法面整形作業用機械
 - 二 敷均し作業用機械
 - 三 締固め作業用機械
 - 四 バックホウ浚渫船
 - 五 地盤改良機
 - 六 路面切削機

(省人化建設機械の認定)

第二条の二 大臣官房参事官(イノベーション)は、次に掲げる建設機械であつて次項に該当する建設機械を省人化建設機械として認定することができる。

- 一 掘削・法面整形作業用機械
 - 二 敷均し作業用機械
- 2 前項の規定により認定をすることができるものは次の第一号若しくは第二号又はその両方に該当し、かつ、第三号に該当するものに限る。ただし、認定を受けようとする者が認定を受けようとする建設機械の賃貸借を業とする者又は認定を受けようとする建設機械を使用する者であつて、認定を受けようとする者が保有する建設機械に限定して認定を受けようとする場合にあつては、前項の規定により認定をすることができるものは、次の第一号若しくは第二号又はその両方に該当するものに限る。
- 一 別表一に掲げる機能を搭載する建設機械
 - 二 建設機械が掘削・法面整形作業用機械である場合には次のいずれの機能も有するもの
 - イ アーム先端から作業装置への方向を軸として作業装置を回転させる機能(以下「ローテーション機能」という)
 - ロ アーム先端から作業装置への方向の軸に鉛直な平面上の任意の直線を軸として作業装置を傾斜させる機能(以下「チルト機能」という)
 - ハ 建設機械の操作室からの操縦のみにより作業装置を取り替えることのできる機能
 - 三 認定を受けようとする者その他細目規程で別に定める者が申請に係る第一号又は前号で規定する機能を発揮する上で必要な技術上の支援を細目規程で定める地域毎に提供していること
- 3 前項第一号に該当する省人化建設機械として認定を受けた建設機械は第二条第一項により認定された ICT 建設機械としての認定も受けたものとする。

- 4 建設機械に機能を付与する装置群は第一項による認定の対象としない。
- 5 第二項第一号及び第二号の両方に該当するものとして第一項による認定を行う建設機械は、ローテーション機能及びチルト機能を発揮して作動する作業装置に対しても別表一による機能を有するものに限る。

(ICT 建設機械及び ICT 装置群の認定の申請)

第三条 ICT 建設機械又は ICT 装置群として製作等をする建設機械又は装置群（以下「申請機械等」という。）について第二条第一項又は第二項による認定を受けようとする者は、大臣官房参事官（イノベーション）に、次に掲げる事項を記載した ICT 建設機械又は ICT 装置群認定申請書（様式一）を提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請機械等の名称及び型番
 - 三 申請に係る建設機械の種類又は申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の種類
 - 四 申請機械等の呼称
 - 五 別表一に掲げる機能のうち申請機械等が搭載しているもの
 - 六 別表二に掲げる事項のうち第五条の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項とその内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請書に記載された機能が搭載されていることが分かる機器構成を示した仕様書又はカタログ（以下「仕様書等」という）。仕様書等で申請書に記載された機能が搭載されていることを確認出来ない場合は、申請書に記載された機能が搭載されていることを証するものとして作成した資料
 - 二 ベースマシン又は作業装置の位置を測位する機能及び別表一に示す機能毎に、これを構成するコンポーネントの名称及びこれを製作又は販売する者の名称（様式二）
 - 三 装置群としての認定を受ける場合には、装置群が「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす機能を付与出来ることを想定している建設機械の製作者の名称並びにその建設機械の名称及び型番について、その種類毎に全て列挙したもの（様式二）。なお、ここでいう建設機械の種類とは、第二条各項各号で列挙されているものをいう。
 - 四 第十条第一項又は第二項に基づく表示を付する場合にあっては、表示位置を記載した図面
 - 五 申請者以外の申請者が許可をした者が第十条第一項又は第二項に示す表示を建設機械等に付する場合は、第十条第三項に示す必要な措置に関する具体的な方法を説明した資料
- 3 他者から供給を受けている建設機械又は装置群について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、供給者による ICT 建設機械等同一証明書（様式三）を提出しなければならない。
- 4 他者と共同で供給しようとしている建設機械又は装置群について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、ICT 建設機械等共同供給証明書（様式四）を提出しなければならない。

- 5 大臣官房参事官（イノベーション）は、前四項に規定するもののほか、認定に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書面の提出並びに実機による機能確認の立会い及び説明を求めることができる。

（省人化建設機械の認定の申請）

第三条の二 省人化建設機械として供給等をする建設機械（省人化基準に適合するものと供給者その他の細目規程で定める者が認める建設機械に限る）について認定を受けようとする者は、大臣官房参事官（イノベーション）に、次に掲げる事項を記載した省人化建設機械認定申請書（様式一の二）を提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る建設機械の名称及び型番（ベースマシンの名称及び型番を記載することを基本とする）
- 三 申請に係る建設機械の種類
- 四 申請に係る建設機械の呼称
- 五 第二条の二第二項第一号及び第二号に掲げる機能のうち申請に係る建設機械が搭載しているもの
- 六 別表二に掲げる事項のうち第五条の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項とその内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 仕様書等、又は仕様書等で申請書に記載された機能が搭載されていることを確認出来ない場合は、申請書に記載された機能が搭載されていることを証するものとして作成した資料
- 二 申請に係る建設機械が省人化基準に適合していることを証する書面（様式二の一）
- 三 申請に係る建設機械が第二条の二第二項第一号に該当する場合、ベースマシン又は作業装置の位置を測位する機能及び別表一に示す機能毎に、これを構成するコンポーネントの名称及びこれを製作又は販売する者の名称（様式二の二）
- 四 申請に係る建設機械が第二条の二第二項第二号に該当する場合、同項同号の機能を発揮するための装置であって次項に定める事項を実施したものの名称又は範囲（様式二の三）
- 五 申請に係る建設機械が第二条の二第二項第二号に該当する場合、同項同号の機能を発揮するための装置及び作業装置を装着した当該建設機械の使用者に対する情報提供に関して細目規程で別に定める書面（当該機能に係るものに限る）
- 六 第十条第一項に基づく表示を付する場合にあっては、表示位置を記載した図面
- 七 申請者以外の申請者が許可をした者が第十条第一項に示す表示を建設機械等に付する場合は、第十条第三項に示す必要な措置に関する具体的な方法を説明した資料

3 申請に係る建設機械が第二条の二第二項第二号に該当する場合、同項同号の機能を発揮するための装置及び作業装置を装着した当該建設機械（労働安全衛生法の車両系建設機械であるものに限る）に対して、車両系建設機械構造規格第四条各項に掲げる必要な安定度の確認を行い、かつ、細目規程で別に定める事項の実施するものとする。

4 第二項第四号の書面（様式二の三）には、細目規程で別に定める事項を記載するものとする。

- 5 他者から供給を受けている建設機械について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、供給者による ICT 建設機械等同一証明書（様式三）を提出しなければならない。
- 6 他者と共同で供給しようとしている建設機械について認定を受けようとする者は、第一項に規定する書面に加え、ICT 建設機械等共同供給証明書（様式四）を提出しなければならない。
- 7 大臣官房参事官（イノベーション）は、第一項、第二項各号、第五項及び第六項に規定するもののほか、認定に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書面の提出並びに実機による機能確認の立会い及び説明を求めることができる。
- 8 第二条の二第二項ただし書きの場合にあつては、第一項中「供給者」とあるのは、「供給者又は認定を受けようとする者」と読み替えるものとする。

（認定の通知）

第四条 大臣官房参事官（イノベーション）は、第二条又は第二条の二の規定により ICT 建設機械等（以下「認定機械等」という）として認定した場合は、当該認定に係る申請者（以下「認定事業者」という）に対し、速やかにその旨を通知する。

（認定番号等の公表）

第五条 大臣官房参事官（イノベーション）は、第二条又は第二条の二の規定による認定をしたときは、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- 一 認定番号
 - 二 認定事業者の氏名又は名称
 - 三 ICT 建設機械等の名称及び型番
 - 四 ICT 建設機械等の呼称
 - 五 別表二に掲げる事項のうち申請者が公表することを求めた事項
 - 六 ベースマシン又は作業装置の位置を測位する機能及び別表一に示す機能毎に、これを構成するコンポーネントの名称
 - 七 ICT 装置群の場合においては、ICT 装置群が「ICT 建設機械による施工」の仕様を満たす機能を付与出来ることを想定している建設機械の製作者の名称並びにその建設機械の名称及び型番
- 2 大臣官房参事官（イノベーション）は、第七条の規定による届出があつた場合において前項の公表事項に変更があつたときは、その旨を公表するものとする。
- 3 大臣官房参事官（イノベーション）は、第九条の規定による認定の取り消しを行ったときは、当該取り消しに係る認定事業者の氏名又は名称、認定機械等の名称及び型番並びに認定番号を公表するものとする。

（認定をしない場合）

第六条 大臣官房参事官（イノベーション）は、第三条又は第三条の二の規定に基づく申請があつた場合において、申請者が当該申請の日以前に第二条第一項又は第二条の二第一項の規定に基づく認定を受けた建設機械が第九条の各号の規定に該当することにより認定を取り消され、

その取り消しの日から二年を経過しないとき又は ICT 建設機械認定申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるときは、当該申請者の申請に係る認定をしないものとする。

- 2 大臣官房参事官（イノベーション）は、第三条又は第三条の二の規定に基づく申請があった場合において認定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第七条 認定事業者は、第三条又は第三条の二の規定に基づき申請した内容（住所及び法人にあつては、その代表者の氏名は除く。）に変更があつたときは、その日から六十日以内に大臣官房参事官（イノベーション）に記載事項変更届出書（様式五）を用いて届け出なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、認定機械等について、別表一に掲げる機能の有無に変更が生じた場合は、あらためて第三条又は第三条の二の規定による申請を行うものとする。

（廃止の届出）

第八条 認定事業者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した認定機械等製作等廃止届出書（様式六）を、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）に届け出なければならない。

（認定の取り消し）

第九条 大臣官房参事官（イノベーション）は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により認定を受けたとき。
- 二 認定機械等が申請に係る機能を搭載しなくなったとき。
- 三 第十条第三項の規定に反したとき。
- 四 認定機械等が法令に違反している等、認定を続けることが不適切なとき。

（認定表示について）

第十条 認定機械等には、申請に係る建設機械が搭載する機能及び装置を搭載する場合に限り、当該建設機械の見やすい箇所に、細目規程で別に定める表示（以下、「認定表示」という）を付することができる。

- 2 認定された ICT 装置群には、当該装置群を構成する別表一の機能毎に当該機能を構成する主要機器の見やすい 1 箇所以上に、認定表示を付することができる。
- 3 認定事業者は、認定表示を付する際には、善良な管理者の注意をもって、自らの申請による認定番号が付された認定表示が申請内容の範囲内において正しく付されるよう必要な措置を講じなければならない。

（認定機械等の報告）

第十一条 認定事業者（ICT 建設機械等を使用する者を除く。）は、次に掲げる事項（第八条の

規程に基づき届け出た認定機械等を除く。)を記載した報告書を大臣官房参事官(イノベーション)に毎年度報告しなければならない。

- 一 認定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定機械等の認定番号、名称及び型番
- 三 前年度において製作等をした台数

2 前項の報告は、前年度分を毎年4月30日までに行わなければならない。

(普及の促進及び使用者に対する普及啓発)

第十二条 大臣官房参事官(イノベーション)は、ICT建設機械等の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 認定事業者は、当該建設機械の使用者に対し、認定を受けた建設機械の使用に際する関係法規の遵守に関する知識、安全な使用に関する知識及び機能が適切に発揮されるための知識の情報提供を行わなければならない。

附則

- 1 本規程は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 本規程における「ICT建設機械による施工」は、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及びその改正通知によるものをいう。

附則(令和5年4月1日国技施9号)

1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和7年1月9日国官参イ117号)

1. 本規程は、令和7年1月9日から施行する。

附則(令和7年7月8日国官参イ57号)

1. 本規程は、令和7年7月9日から施行する。

別表一 認定に係る建設機械又は装置群が具備すべき機能

それぞれ次の表の左欄に掲げる建設機械の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる機能のいずれかを具備すること。

建設機械の種類	機能
第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第二条第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第二条の二第一項各号	イ 作業装置の位置及び角度並びに作業目標データから、作業装置と作業目標の位置の差分をオペレータに提供する機能 ロ イに加えて、作業装置と作業目標の位置の差分に基づいて作業装置を自動制御する機能
第二条第一項第三号及び第二条第二項第三号	ハ 「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」に基づくT S締固め管理又はG N S S締固め管理の機能 ニ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の第2編土工に基づく施工履歴データを用いた出来形管理を行う機能
第二条第一項第六号及び第二条第二項第六号	ホ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の第4編路面切削工に基づく施工中の路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する機能を有する施工管理の機能 ヘ 作業装置と作業目標の位置の差分をオペレータに提供する機能

別表二 申請者が公表を求める事項

申請者の求めに応じ、第五条の規定による公表の際に以下の事項について合わせて公表出来るものとする。

事項ア	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の第2編 参考資料-13 施工履歴データの精度確認試験実施手順書による着工前の精度確認に代えて、認定機械等を製作又は販売する者が示す精度確認方法の公表方法
事項イ	事項アにより申請者がその品質管理の元で保証出来る精度の確認方法